

# 教育委員会会議録

平成26年1月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録  
(平成26年1月定例会)

- 1 日 付 平成26年1月17日 (金)
- 2 場 所 海老名市役所702会議室
- 3 出席委員 教育委員長 海野 恵子 教育委員 平井 照江  
教育委員 岡部 二九雄 教育委員 松樹 俊弘  
教育長 伊藤 文康
- 4 出席職員 教育部長 萩原 圭一 教育部次長 植松 正  
教育部参事(公会計担当) 能條 富士雄 教育部参事兼教育指導課長 郡山 強  
教育総務課長兼特定政策担当課長 金指 太一郎 学校教育課長 加藤 秀夫  
教育指導課教育支援担当課長 成岡 誠司 教育指導課児童育成担当課長 加藤 展子
- 5 書 記 教育総務課主幹 植木 明夫 教育総務課副主幹 佐藤 哲也  
兼庶務係長
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件  
日程第1 報告第1号 海老名市青少年相談センター運営協議会委員の辞職及び委嘱について  
日程第2 議案第1号 海老名市社会教育委員条例の一部改正について  
日程第3 議案第2号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について  
日程第4 議案第3号 海老名市野外教育施設条例の廃止に関する「意見の申し出」について(非公開事件)
- 8 閉会時刻 午後2時20分

○海野委員長 本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会1月定例会を開会いたします。

それでは会議を進めたいと思います。はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、松樹委員、岡部委員を指名いたします。

○両委員 はい。

○海野委員長 本日の日程については、すでにお配りした議事日程のとおり、報告事項が1件、審議事項が3件の計4件となっておりますので、よろしく願いいたします。

---

○海野委員長 それでは、報告事項に入ります。初めに、**日程第1、報告第1号、海老名市青少年相談センター運営協議会委員の辞職及び委嘱について**を議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 それでは、報告第1号、海老名市青少年相談センター運営協議会委員の辞職及び委嘱についてでございます。報告理由は、委員の辞職に伴い新たに委嘱したためでございます。詳細について部長より説明いたします。

○教育部長 資料1ページをご覧いただきたいと思います。海老名市青少年相談センター運営協議会委員の辞職及び委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し、別紙のとおり発令をいたしましたので同条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。名簿をつけてございますが、名簿の6番目でございます。前任者の加藤彰久さんの辞職に伴い、後任として、小泉史範さんを平成25年12月1日から平成27年3月31日まで、前任者の残任期間に委嘱したいものでございます。以上でございます。

○海野委員長 ただいまの報告に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それではご質問等もないようですので、報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1 報告第1号を承認いたしま

す。

---

○海野委員長 続きまして、審議事項に入ります。日程第2、議案第1号、海老名市社会教育委員条例の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 それでは、議案第1号、海老名市社会教育委員条例の一部改正についてでございます。提案理由は、法改正に伴う所要の措置を行うためでございます。教育部長から説明がでございます。

○教育部長 資料をご覧くださいと思います。別紙のとおり、海老名市社会教育委員条例の一部改正について議決を求めるものでございます。1枚おめくりいただきたいと思っております。海老名市社会教育委員条例の一部改正についてでございます。改正理由は、先ほど教育長が申し上げましたが、第3次一括法により、社会教育法第15条及び第18条が改正されることに伴い、海老名市社会教育委員条例の一部を改正するためでございます。

改正内容でございますが、まず1点目といたしまして、現行の海老名市社会教育委員条例に、新たに委嘱の基準を追加するものでございます。文部科学省令で新たに定められた参酌基準に基づき「公募による市民」を追加するもので、それ以外は以前の委嘱基準と同じものを条例に明記するものでございます。

2点目といたしまして、「定数10人」となっておりますが、それを「10人以内」という形で「以内」を追加するものでございます。

3点目といたしましては、任期にただし書きを加え、「再任は妨げない」という条項を追加するものでございます。

最後に4点目ですが、「補欠委員を委嘱する」という現行の規定に対しまして、補欠委員を委嘱する「ことができる」という規定を追加することにより、より実態にあった条例に整備をしていきたいというものでございます。

条例の改正案につきましては、別紙の新旧対照表をのちほどご覧いただきたいと思いますが、この条例の施行日は平成26年4月1日としたいと思っております。1枚おめくりいただきますと、新旧対照表となります。現状の第2条のところが「委員の定数は10人」となっており、ここに先ほど説明いたしました「以内」を加えることと、続きまして、第3条に委嘱の基準を差し込みます。第1号から第4号までは現在の政令・省令に書いてある委嘱基準と同じものでございまして、それに公募による市民を追加するもので5号建てといたします。以降、1条ずつ繰り下げをしていく中で、任期の第4条にはただし書き「た

だし、再任は妨げない」、それから第4条第3項には「補欠委員を委嘱することができる」という、できる規定を追加するものでございます。雑ぱくではございますが、以上でございます。

○海野委員長 ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたら、お願いします。

○松樹委員 条例自体はこのように、もちろん上記の条例が変わっているので変えるのは当然だと思うのですが、公募の委員、公募による市民というところでは、たとえば1名なり2名の公募をとということになりますと、応募が多かった場合、選考基準はどのようになっているのでしょうか。

○教育部長 公募の際には選考委員会を作り、選考委員会で選考基準を定めて選考させていただき、その際に、基準を定めていくこととなります。

○松樹委員 なかなかいろいろな方の中から可否を判断し、決めるのは難しいと思いますが、何人も委員を増やす訳にはまいりませんので、ある一定の基準を設けて、しっかりと公平に、今までやってきたとおりにまた続けていただければと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○海野委員長 他にございませんか。

○平井委員 条例の一部改正とありますが、こうした条例改正について、市民への周知はどのような形で行われているのでしょうか。

○教育部長 通常の条例は、議会で審議をいただいて議決した後、基本的には1階の掲示場に掲示をして、公に告示をしております。それ以外にどういう内容が変わったかというのは、条文を市民に伝えるということはありませんが、制度が大きく変わったものについては広報等で、例えば図書館の開館時間の変更等、その項目だけを取り出して市民の方にお伝えしております。条例をこう改正したというのは、掲示場に告示することによって、すべての人に知らせているという形をとっております。

○海野委員長 活動のことですが、年に2回開催で5月、2月となっておりますが、これは条例で書かれている訳でもないと思うのですが。委員さんに伺いますと、この2回というのは少ないので、内容が把握できないうちに1年が終わってしまうということでした。その点についてはどのようにお考えですか。

○児童育成担当課長 一応条例の中には年に2回とありまして、臨時を1回開催できることになっているのですが、状況によっては臨時を2回、3回開催することが可能です。

○海野委員長 臨時はどのような時に開催するのでしょうか。

○児童育成担当課長 委員さんの中で2回、3回では足りないという時に、全員が次の機会を臨時で開催することに同意した場合、4回目を臨時で開催とすることができます。委員さんが出席できるのであれば、もしもの時にも対応できます。

○平井委員 その都度、委員さんの中で意見が出れば臨時で開催できるということですね。

○児童育成担当課長 はい。

○教育部次長 補足ですけれども、回数について条例でというお話でしたが、定例会が年2回というのは規則の方で、臨時会は必要に応じて召集することができるということでございます。

○松樹委員 今の話で、審議の時に、予算の関係もあるのですが、今年図書館の関係で2回ではなく、なるべく多く話し合いをしてくださいというのがあったかと思しますので、社会教育委員の日程や、今年の会議の実績を教えてくださいてもよろしいですか。

○児童育成担当課長 今年は2回、5月と10月に開催しています。あと今年2月に開催する予定ですので、2回の定例会と1回の臨時会を開催する予定になっております

○松樹委員 図書館のことでいろいろご意見をいただくという話もありましたので、予算もかかってくるかと思うのですが、なるべくいろいろとご意見を承って作っていただくような形をとっていただければと思っております。議案とは関係ないことですが。

○海野委員長 他にございませんか。ご質問等もないようですので、議案第1号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2 議案第1号を原案のとおり可決いたします。

---

○海野委員長 次に、日程第3、議案第2号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第2号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。図書館の管理について、指定管理者制度を導入するためという理由で、改正するものでございます。部長より説明をお願いいたします。

○教育部長 資料8ページ目をご覧くださいと思います。海老名市立図書館条例施行

規則の一部改正についてでございます。1番目といたしまして、改正を要する規則は海老名市立図書館条例施行規則でございまして、改正理由は、海老名市立図書館条例の改正に伴い、規則で開館時間を定めるためでございます。主な改正内容は、後ほど、改正文と新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思いますが、施行期日は平成26年4月1日とさせていただきます。1ページおめくりいただきまして、9ページをご覧くださいと思います。こちらに改正文がございまして、現在の条例の第5条及び第6条を削り、第4条の3を第6条とし、第4条の2を第5条とする。なお、削除となっていた第7条に、新たに開館時間の条文を加えたいものでございます。その第7条で規定する開館時間の条文でございますが、条例第15条第1項の規則で定める「図書館の開館時間は午前9時から午後7時までとする」と、条例では「10時間を下回らない範囲内で教育委員会規則に定める」と規定しておりまして、4月1日からは、この開館時間を規則に定めることによって、条例を動かしていきたいと考えております。その他、条文が繰り下がったことに伴いまして、第20条中「第19条」を「第21条」に改めることと、別記様式に若干繰り下がりがあります「第4条の2」を「第5条」に、それから、これは誤植でございますが、「海老名市図書館」という規定がございましたのを正式名称の「海老名市立図書館」に改めたいと思います。また、その続きにございます「、寄付行為の写し」を削り、とありますが、元々指定管理者に提出させる書類に寄付行為の写しを入れておりましたが、民法の改正に伴ってこれが定款の中に含まれることになりましたので、あえて条例に記載しなくても、定款の提出を求めているところからその中に含まれることから、ここの表現を削りたいと思います。最後も誤植でございまして、「市町村税」とございますが、正式には「市町村民税」ですので、改正に伴いまして、ここの軸も改めさせていただきたいと思ます。雑ぱくでございますが、説明は以上でございます。

○海野委員長 ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたら、お願いします。

○各委員 ありません。

○海野委員長 ご質問もないようですので、議案第2号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第2号を原案のとおり可決いたします。

---

次に、日程第4、議案第3号、海老名市野外教育施設条例の廃止に関する「意見の申し出」についてを議題といたしますが、本件については、海老名市議会第1回臨時会に上程する予定の議案でございますので、会議を非公開にしたいと思います。

それでは、会議の非公開についての採決を行います。本件についての会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議がございませんので、本件について、会議を非公開といたします。

(非公開事件開始 午後2時16分)

---

(非公開事件終了 午後2時20分)

○海野委員長 皆さまにお知らせします。日程第4、議案第3号につきましては、「条例の廃止について異論はなし。」として可決されました。

---

○海野委員長 以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしましたので、教育委員会1月定例会を閉会いたします。